<u>令和元年度第1回精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会</u> 議事摘録

■日時

令和元年7月11日(木)午後2時30分から3時30分まで

■場所

精華町役場3階301会議室

■出席委員

- · 1 号委員(委員長):安 周永 (龍谷大学政策学部 准教授)
- ・2号委員(副委員長):吉川博文 (精華町社会教育委員会 委員長)
- ・3号委員:尾崎 正治 (精華町自治会連合会 代表)

■出席事務局職員

- ·教育委員会教育長:川村 智
- 教育委員会教育部生涯学習課長: 石﨑 勝已
- 教育委員会教育部生涯学習課社会教育係長:河西 聖子
- 教育委員会教育部生涯学習課長補佐兼社会体育係長:山口 健司

■傍聴者

なし

■内容

1 開会

[資料]

· 精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱

事務局

- ●この評価委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱に基づき設置するものである。
- ●平成25年度から指定管理者制度による管理・運営を開始した精華町立体育館・コミュニティーセンター及び打越台グラウンド・テニスコート、池谷公

園多目的コート、木津川河川敷多目的広場の4施設の運営実績を確認いただき、その効果等を検証の上、評価結果を教育委員会に報告いただくための委員会である。

●この委員会の会議は、精華町審議会等の会議の公開に関する指針に基づき傍聴可能とする。会議録についても、関連資料とあわせ町のホームページ等で公開する。

川村教育長より、委員の交代のあった尾﨑委員に委嘱状を交付。

川村教育長

開会のあいさつ

- ●評価委員会設置要綱第1条に「指定管理者が行う管理運営等の適正を期する ため」と目的が簡略に書かれている。そもそも指定管理者制度は、利用者の 利便性の向上や地方公共団体の経費の軽減が目指されているというように、 理解している。
- ●しかし指定した団体に管理を委ねる以上、元々は自治体として運営されなければならない施設であり、経理やサービスが適切なものかの点検が重要である。これは町民目線でチェックが入らないといけない。そこで、評価委員会は公開という形で進められる。
- ●これからご説明する関係書類を元に、忌憚のない意見をいただいて、ご審議 いただきたい。

2 委員の紹介・事務局の紹介

[資料]

・精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会委員名簿 順次、委員の自己紹介、続いて事務局職員の自己紹介を行った。

安委員長

●昨年度に引き続き委員長を務めさせていただいている。

3 議事

- ①報告事項
 - (1) 指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果について
 - ●施設の利用状況 ●収支決算状況 ●指定管理者の自己評価 「資料〕
 - · 事業報告書(指定管理者作成)
 - ・指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果(事務局作成)
 - · 基本協定等 · 関連例規

指定管理者から提出された「事業報告書」に基づき、事務局が評価を実施 し、その結果をもとに事務局が作成した「指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果」について報告した。その後、事務局に対する質疑応答、 委員間での意見交換を行った。

事務局

【説明趣旨】

- ●本件の対象施設は、むくのきセンターのほか、打越台グラウンド及びテニスコート、池谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場となる。
- ●指定管理者作成の事業報告書は、平成30年度の事業実績に基づく客観的数値等をまとめたもので、5月末に指定管理者より教育委員会に対し提出いただいた。この事業報告書の内容に基づき、事務局で評価を行ったものが、モニタリング評価である。
- ●事務局の評価方法は、第1段階として事業報告書(指定管理者作成)を確認 したほか、日常のヒアリングや、定期的に行った会議等を基に実施した。
- ●第2段階として、モニタリングにより確認できた内容と、平成30年度から 5年間の基本協定、平成30年度年度協定、これまでの評価結果等と比較し 検証した。
- ●施設の運営状況について、基本協定等に基づき適切に対応することができた。
- ●むくのきセンターでは、引き続きではあるが、トレーニング室の昼休み利用の実施、アリーナの当日コート貸し、フィットネス会員制度などに加え、昨年度からクッキングスクールの会員制を導入したり、新たに文化事業等の自主事業に取り組むなどにより、利用者数はやや減少しているが、利用件数は増えている。
- ●打越台のテニスコートは、改修工事が終わり利用は増えている。一方、池谷公園のテニスコートは、施設の経年劣化が目立つため、利用者件数、利用者数とも減少した。改修等により利用増に向けた取組を進める必要がある。
- ●木津川河川敷多目的広場は、利用者件数、利用者数とも減少し、これまでの 実績を下回った。なお、ゲートボール場については、平成25年度から利用 者が無いためなどから、平成30年度に廃止している。
- ●社会教育拠点施設としての役割を十分に理解し、各種団体との連携による各種教室や講座、自主事業を実施することができている。昨年度の評価委員会で、文化協会との連携や文化の取組への指摘があったが、平成30年度には、むくのき文化講座など文化的な新しい自主事業にも取り組んでいる。また、昨年度文化サークルの利用実績としては、1年間に2万数千人の利用者が会議室等を使われている。
- ●特に、むくのきセンター利用について開放型事業や健康教室の実施、フィットネス事業やクッキングスクールの会員制の本格実施など、団体以外にも個

人で施設の利用の機会を増やし、継続的な利用につなげる工夫ができている。

- ●平成30年11月からは健康ポイントが町で始まり、むくのきセンターで来 館ポイントがたまり、事業実施場所ともなっている。
- ●管理業務である定期点検等に基づき、修繕箇所の確認と優先箇所の修繕など 効率的に執行することができている。
- ●包括的に保守事業を委託することにより、専門的で効率的に施設管理が行われている。
- ●第2期目に入り、包括的な保守点検業務の委託、委託先の選定など、経営に 係る見直しがなされていることから、これまで以上に経営感覚が養われてい るものと判断できる。

安委員長

●人員増強は予算ともかかわる重要な課題である。所管課(事務局)からの評価はふれていないが、それほど重いと考えていないということか。

事務局

- ●今回は2期目に入って1年目の評価である。一定評価をクリアして2年目ということだが、2期目に利用者数や稼働率をアップしていく中では、今までとは違った新たな取組やサービスの提供が必要である。今は限られた人数で運営していただているが、運営を充実させるためには、増員も必要であるという意見だと考えている。
- ●人件費を圧迫することのないよう、高額修繕には町が予算を確保し、しっかりと取り組んでいる。
- 5 年間の期間で毎年指定管理料を支払っているが、未来永劫この金額でとは 考えていない。指定管理料は今後の状況によっては増額も検討していかなけ ればならない。

安委員長

●そうであれば、今の話を入れて、所管課(事務局)として評価をいただきたい。 長期的な計画は町が主導して考えなければいけないものである。

事務局

●検討する。

尾﨑委員

●先日施設を案内いただいたが、施設自身が町の中心から離れている。今は車中心の社会であるが、車以外では行きにくい。例えばバスのピストン運転でも使えれば、もっと利用があがるのではないか。そうするとお金も人もかかるが、車以外で行き来できる体制が取れれば、もっと利用率があがるのではないか。

事務局

●施設の駐車場も検討課題である。曜日・時間によっては、ほぼ満車ということ もある。そもそも公共交通でお越しいただければいいが、費用もかかり、町内 のどこからバスを走らせればいいのかも難しい。できるだけ乗り合わせもお願いしている。

- ●イベントによっては別途バスを走らせることはあるが、日常においては困難である。京都府浄化センターの協力を得て、臨時で駐車場を借りるときもある。
- ●将来的には公共交通を利用しての来館が理想ではあるが、当面の間は駐車場の 確保に力を入れていきたい。

尾﨑委員

●くるりんバスは走っている。

事務局

- ●単発の行事に合わせて利用される方は、くるりんバスをご利用いただきたい。
- ●ただ、毎週の利用などの方は、時間の関係で自家用車の希望もある。

安委員長

●利便性を高めてサービスを充実させるためにはお金がかかる。また税金が投入 されているのに、サービスを向上させなければいけないという側面もあるので、 町としてどう考えるのか今後決めていってもらえればと思う。

安委員長

●「フィットネススクールやクッキングスクールの本格実施」という言葉の意味は?それまでと比較としてどう違うのか。

事務局

●クッキングスクールの会員制は試行的にあったが、昨年度から会員向けクッキングスクールの別途開催を始めた。フィットネススクールは継続して行っている。

安委員長

- ●単年度評価であるので、この年度でどうなったかを整理しなければならない。
- ●他に「自主事業を実施することができている」などの評価は、やることだけで意味があるということになるので、例えばどれぐらいの目標があって、どのぐらい達成しているかなどの評価をしてもらいたい。

事務局

●事務局として整理して考える。

(2)審議事項

指定管理者の評価について

事務局

- ●先ほどご説明した内容を元に、評価委員会として指定管理者の評価をまとめる うえでのご意見をいただきたい。
- ●もしもう少しこういう資料があればということがあればそれも伺いたい。

安委員長

●先日いただいた資料の中には、より細かい評価項目があるのを見た。

事務局

●資料3の指定管理者からの報告書の中ほどに「XI. 事業評価シート」がある。 そこには指定管理者としての評価項目ごとの評価が記載されている。

安委員長

●指定管理者の評価と、適正な管理というのは、何が適正化ということかという ことを考えて評価しないといけないので、所管課(事務局)がそこを考えて、 来年は評価できるように考えて欲しい。

吉川副委員長

●施設の利用申し込みについて、町内や町外利用者の予約開始日や使用料の違い、 減免措置などについて、変わるところをまとめてほしい。

事務局

- ●評価いただく平成30年度は従来通りであるが、今年の10月から消費税増税 に合わせて料金が変わる予定である。3月の議会で承認いただき、10月から 町内の公共施設について、消費税の適切な転嫁という意味で、料金改定を行っ ていく。
- ●合わせて、町外の利用は従来町内の方の倍額だったが、これは近隣もそういうところが多いが、今後は広域的に利用できることと、利用可能な施設があればもっと町外の方に利用していただくために、町内と町外の利用者の料金を同じにする。これは町内全施設を対象とする審議会で判断した結果に合わせたもの。
 - ●ただし、町内利用者はひと月早く予約できることとする。
 - ●その他に、減免規定や還付手続きについて整理した。
 - ●単純に町内と町外と同額とすると収入が半分になると考えるかもしれないが、その分利用いただくと増える可能性もある。その辺の努力をしてもらえればと考えている。

吉川副委員長

●近隣市町村の相互の連絡調整会議などはあるのか。

事務局

●そのためだけの会議はない。少し大きな市になると町内外同一料金というところはあるものの、近隣においては現状、町外は町内の倍額というところが大半である。しかし本町が先駆けて取り組むことで、他の市町村においても導入され、結果として市町村間の交流も広がり、大規模改修時などで地元の施設利用ができないといった際には、近隣市町村の施設を同程度の料金で利用できることのメリットについて山城南部地域における教育部長の定例会議等で提案している。

吉川副委員長

- ●ひとつの市町村だけの会員ではなく、複数の市町村の会員が入り混じっている場合、割合によってどちらの利用料金になるのかと確認する必要がある。
- ●方向性として、町外の利用者も使っていただくことはいいことである。

安委員長

●どの制度を選んでも長所短所がある。町外料金が町内と別だと、申請者の確認が必要となり、利用者の利便性を低くする。町外の人が利用することによって、 精華町をよく知ってもらうということもある。

吉川副委員長

●「展示コーナー」の使い方、展示内容について改めて知りたい。精華町の歴史 や伝統、著名な方の作品など、身近な精華町の良さがわかるものがあればいい のではないか。

事務局

●「展示コーナー」とは、むくのきセンターを正面玄関から入ってアリーナ手前の右側に少し空間があり、その場所のことである。常に展示をしているわけではなく、イベントの際にブースを出すなどとして利用しているが、常設で町内の良さをPRするような利用はしていない。ご意見いただいたように、町内の歴史を感じられるものがあるのもひとつとは考える。しかし、常設となると日常の維持管理が必要である。文化団体の利用は全利用者約10万人のうち2万数千人あり、そういった団体に活用頂くのも良い。よりいっそう情報発信できればと考えている

安委員長

●本日の議論の結果を踏まえ、委員長と事務局とで原案を作成する。第2回の委員会にてさらに議論を深め、最終調整を進めていきたい。

4 その他

特記事項なし。

5 次回委員会

日時:令和元年8月2日(金)午後1時30分から

場所:精華町役場3階301会議室

6 閉会